

御殿場市立学校給食センター給食用物資納入業者登録基準

この基準は、御殿場市立学校給食センター条例第4条の規定により、学校給食センターが調達する給食用物資の納入業者の登録について必要な事項を定める。

1. 学校給食用物資を納入しようとする業者は、御殿場市教育委員会の登録を受けなければならない。
2. 登録の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。
3. 登録を受けようとする業者は、令和3年1月25日（月）から2月10日（水）までに登録の申請（様式第1号）をしなければならない。
4. 教育委員会は、前号の申請があった場合は第5号に定める基準により適正に審査をしなければならない。審査に当たって必要があれば、施設・設備等の調査等を実施する。
5. 登録審査基準
 - (1) 立地条件

御殿場市内に事業所または製造工場の設備があること。ただし教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 経営規模
 - ① 経営状態が良好で給食センターの要求にこたえられること。
 - ② 所要量を充たし得る仕入れ、製造加工能力のあること。
 - ③ 物資の配達に支障のない従業員及び輸送能力があること。
 - (3) 衛生状態
 - ① 保健所の食品衛生監視票の採点が原則として8割以上の施設であること。
 - ② 製造加工業者の場合は、材料倉庫・製品置場・冷蔵施設その他衛生上必要な設備が完備していること。
 - ③ 家族・従業員の健康管理や衛生管理が十分なされていること。
 - ④ 施設・設備の衛生管理が十分なされていること。
 - (4) 信用状況
 - ① 営業実績があり、市内で引き続いて3年以上その営業に従事していて、経営状態が良好であること。
 - ② 学校給食に理解があり協力的であること。
 - ③ 食品に関する法律・諸規定が遵守されていること。
 - ④ 納税義務が履行されていること。
6. 教育委員会は、前号の審査により登録の決定をした場合は、申請に対して3月1日までに決定通知書（様式第2号）を出さなければならない。
7. 登録の決定を受けた業者は、3月12日までに誓約書（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。
8. 教育委員会は、登録業者に不適格と認められる行為があった場合は、受付を取り消すことができる。
9. 教育委員会は、前号により取り消しがあり物資納入が滞る場合、または新たに必要な物資を購入することが生じた時は、登録期間にかかわらず中途においても登録をすることができる。